

勧 告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における動向、人事院勧告の内容等を考慮し、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえた初任給の引上げを行うとともに、若年層に配慮しつつ、その他の職員について令和7年を上回る改定を行うこと。

なお、定年前再任用短時間勤務職員については、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うとした人事院勧告の内容等を踏まえて改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(2) 単身赴任手当

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額105,000円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和8年12月期の支給割合

(ア) 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

(イ) 特定職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあって

は、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

（ウ）特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

（ア）特定職員及び特定任期付職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

（イ）特定職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

（ウ）特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(3)のアについては令和8年12月1日から実施し、2の(2)及び(3)のイについては令和9年4月1日から実施すること。